

北陸三県移住フェア企画・運営・広告業務委託に係る 企画提案書の募集要領

1 目的

本業務は、首都圏および関西圏在住者等を対象に「北陸三県移住フェア」（以下「フェア」という）を開催し、北陸三県の魅力を発信することで、北陸三県への移住促進することを目的とする。

2 業務概要

(1) 業務名

北陸三県移住フェア企画・運営・広告業務委託

(2) 業務内容

別紙「北陸三県移住フェア企画・運営・広告業務委託仕様書」（以下、仕様書）のとおり。

(3) 委託契約金額の上限

16,980,000 円（消費税および地方消費税を含む。）

(4) 履行期限 契約締結日から令和 9 年 3 月 12 日まで

※留意事項

令和 8 年福井県、石川県および富山県議会 2 月定例会において、本事業に係る予算案が可決・成立しない場合は、今回の企画提案による委託業務の執行は行いませんので、予めご承知願います。

なお、上記に伴い、プロポーザル参加者または受託予定者において損害が生じた場合にあっては、福井県においては、その損害について一切負担しません。

3 企画提案書を提出するものに必要な資格および参加申込書の提出

(1) 応募対象者

企画提案書を提出することができる者は、次に掲げる要件のすべてを満たしている者とする。

- ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 に規定する者でないこと
- イ 現に福井県の指名停止措置を受けている者でないこと
- ウ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立て、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てまたは破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと
- エ 福井県、石川県または富山県の県税の納付義務を有する者にあつては、当該県税の未納がないこと
- オ 消費税および地方消費税の未納がないこと
- カ 提案を求める業務と同種または類似の業務を履行した実績を有する者であること
- キ 次の①から⑤までのいずれにも該当しない者であること
 - ① 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者
 - ② 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与している者
 - ③ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者
 - ④ 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者

- ⑤ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- ク 政治団体（政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 3 条の規定によるもの）および宗教団体（宗教法人法（昭和 26 年法律第 126 号）第 2 条の規定によるもの）でないこと
- ケ 企画提案審査会前 3 年間における団体の事業等において、刑法等の重大な法令に違反して処罰等を受けていないこと
- コ 福井県、石川県または富山県から訴えを提起されていないこと
- サ その他、委託者との協議に柔軟、真摯に対応できること

(2) 参加申込書の提出

企画提案に参加する者は、次により企画提案参加申込書を提出すること。

① 提出期限	令和 8 年 3 月 3 日（火）17 時まで（必着）
② 提出方法	持参または郵送 持参の場合は、土・日、祝日を除く 9 時～17 時に持参すること。 郵送の場合は、配達記録の残る書留郵便等とすること。
③ 提出先	10 問合せ、書類提出先に同じ。
④ 提出書類	(1) 企画提案参加申込書（様式 1） (2) 企画提案参加資格誓約書（様式 2） (3) 企画提案参加事業者の会社概要、事業内容等が分かる書類（様式任意） (4) 直近 2 期分の決算報告書（貸借対照表および損益計算書）の写し (5) 納税確認（証明）書（写し可、3 ヶ月以内に取得したもの） ・ 福井県、石川県または富山県の県税の納税義務を有する者にあつては、当該県税の全項目に滞納がない旨の証明書 ・ 消費税および地方消費税に滞納がない旨の証明書 (6) 法務局が発行する履歴事項全部証明書（写し可、3 ヶ月以内に取得したもの） (7) 過去に同種または類似業務を履行した実績（様式 3）
⑤ 提出部数	1 部
⑥ その他	参加申込書提出後に、企画提案書の提出を辞退する場合は、辞退届（様式任意）を企画提案書の提出期限までに提出すること。なお、企画提案を辞退しても、今後、当該辞退による不利益な取扱いはない。

(3) 応募資格審査の結果通知

上記（2）により企画提案参加申込書を提出したものについては、応募資格要件を審査し、その結果を令和 8 年 3 月 5 日（木）までに通知する。

4 質問および回答

本業務に関する質問は、質問票（様式 4）により、令和 8 年 3 月 3 日（火）17 時までに福井県定住促進課移住定住グループあて、電子メールもしくは郵送にて提出すること。

質問に対する回答は、令和 8 年 3 月 5 日（木）までに、電子メールにより参加者全員に対し通知する。ただし、軽微な質問については、口頭により回答する場合がある。

5 企画提案書の提出

① 提出期間	令和 8 年 3 月 17 日（火）17 時必着
② 提出方法	紙媒体・電子データ両方を提出すること。 紙媒体については持参または郵送。

	持参の場合は、土・日、祝日を除く 9 時～17 時に持参すること。 郵送の場合は、配達記録の残る書留郵便等とすること。
③ 提出先	10 問合せ、書類提出先に同じ。
④ 提出書類	・企画提案書提出票（様式 5） ・企画提案書 ※企画提案書（A4 サイズ、様式は任意（白黒、カラーどちらも可）） ※記載事項については別紙 1「企画提案書記載項目」と相対できるように整理して記載すること。 ・上記紙媒体の PDF 形式の電子データ（メール受信容量上限 10MB） ※受信容量上限を超える電子データの提出を希望する場合は、CD による提出もしくは県の指定する大容量ファイル受信システムへの格納によるものとする。大容量ファイル受信システムの URL に関しては、情報セキュリティの関係上別途問合せのあった者に個別で案内することとする。
⑤ 提出部数	正本 1 部（紙媒体）、副本 1 部（電子データ）
⑥ その他	提出後における企画提案書の追加および変更は認めない。

6 委託先候補者の選定等

(1) 選定審査の実施

北陸三県移住フェア企画・運営・広告業務委託選定委員会（以下「委員会」という。）において、提出された企画提案書等に基づき審査する。

(2) 審査方法

委員会において、企画提案書による書類審査およびプレゼンテーションによる審査を実施する。企画提案書およびプレゼンテーションの内容について審査した上で委託先候補者を選定する。

①書類審査

参加申込者が多数の場合、企画提案書等に基づく一次審査（書類審査）を実施し、3 者程度をプレゼンテーション審査の対象とする。

②プレゼンテーションの日時（予定）

・令和 8 年 3 月 25 日（水）～3 月 27 日（金）のうちいずれか ※後日個別に連絡

③プレゼンテーションの会場（予定）

・オンライン

④その他

・プレゼンテーションは、別途日程調整の上で実施する。
・プロポーザル参加者ごとのプレゼンテーションの持ち時間は、1 者あたり 20 分程度（説明 15 分、質疑応答 5 分）とする。

(3) 評価基準

- ①業務の実施体制、スケジュール
- ②コンセプト・テーマ
- ③業務の取組み方針や具体的な実施方法
- ④集客の手段
- ⑤見積金額、経費の妥当性

(4) 審査結果の通知

審査結果については、採否にかかわらず応募者全員に書面にて通知する。

なお、審査結果の異議申し立ては受け付けない。

7 契約の締結

- (1) 本業務は福井県、石川県ならびに富山県が合同で開催する業務である。
福井県は代表として、委託先候補者と企画提案書等の内容をもとに、業務履行に必要な具体的な協議を行う。協議が整った場合に、委託先候補者から改めて各県で均等按分した金額の見積書を徴収し、見積書の内容を精査した上で随意契約による委託契約を締結する。
- (2) 契約締結の予定日は、令和8年4月8日（水）とする。
また、次の場合には、県は契約締結を取り消す場合がある。
 - ア 委託先候補者として選定されたものが、契約の締結に応じないとき
 - イ 財務状況の悪化等により事業の履行が確実でない恐れがあるとき
 - ウ その他、著しく社会的信用を損なう行為等により、委託が不可能または著しく不適當となるような事情が生じたとき

8 再委託

- (1) 本委託業務の全てを再委託することはできない。ただし、必要に応じ一部を再委託する場合、委託者に協議のうえ、その承諾を得ること。
- (2) 再委託の承認を求める場合は、再委託先、再委託の理由、再委託する業務の内容、再委託に係る契約予定金額および再委託の契約期間を記載した「再委託承認申請書」を提出しなければならない。
- (3) 受託者は、委託者に対して再委託先の行為について全責任を負うものとする。

9 その他

- (1) 委託業務の著作権は、県に属するものとする。
- (2) 受託者は、委託事業を実施するにあたり、業務上知りえた秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。
- (3) 参加を辞退する場合は、辞退届を提出すること（任意様式）。
- (4) この公告にかかる一連の手続きおよび業務の契約等に関する手続きにおいて使用する言語および通貨は、日本語および日本国通貨とする。
- (5) 提出された企画提案書は返却しない。
- (6) 企画提案にかかる一切の経費は、応募者の負担とする。
- (7) この要領の内容に不明点がある場合には、県担当の指示に従うものとする。

10 今後のスケジュール（予定）

- | | |
|-----------------|-----------------|
| (1) 参加申込・質問受付期限 | 3月3日（火）17時（必着） |
| (2) 質問の回答 | 3月5日（木） |
| (3) 企画提案書提出期限 | 3月17日（火）17時（必着） |
| (4) プレゼンテーション | 3月25日（水）～27日（金） |

11 問合せ、書類提出先

〒910-8580 福井市大手3丁目17-1

福井県未来創造部定住促進課移住定住グループ（担当 加藤、富田）

電話 0776-20-0387

FAX 0776-20-0632

電子メール teiju@pref.fukui.lg.jp

（土・日・祝日を除く、9時から17時まで）